

2021年3月31日

**通貨選択型特別終身保険『やさしさ、つなぐ2』を発売**

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、ご好評いただいている『やさしさ、つなぐ』に、生存給付金支払日をご希望日に指定いただける業界初の新たな機能等を追加した『やさしさ、つなぐ2』の取扱いを2021年4月1日に開始します。

2016年8月に販売開始した『やさしさ、つなぐ』は、生存給付金の受取人をご家族とすることで、スムーズに資産をつなぐことができる「生前贈与」と、生存給付金を自分で受取れる「自分年金」の2つの活用がある終身保険であり、外貨(米ドル・豪ドル)または円でのお取り扱いがあります。発売以来多くのお客さまと代理店にご愛顧いただき、累計販売額は1兆8,000億円\*<sup>1</sup>を超え、取扱金融機関は122代理店\*<sup>1</sup>となりました。

『やさしさ、つなぐ2』では、**業界初\*<sup>2</sup>**となる**「アニバーサリー機能」**を追加し、**生存給付金支払日**をご家族の誕生日などの**ご希望日に指定**いただくことができます。また、**「繰越機能」\*<sup>3</sup>の拡充、ご契約いただける年齢範囲の拡大、「生存給付金支払回数」\*<sup>4</sup>と「終身保障倍率」\*<sup>5</sup>の組合せの多様化**を行うなど、充実した機能・お取り扱いにより、お客さまの多様なニーズにお応えします。

弊社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまニーズにきめ細かくお応えするとともに、お客さまの安心で豊かなセカンドライフづくりを支える魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

- \* 1 2021年2月末現在、契約成立ベースの累計販売額および販売代理店数(『やさしさ、つなぐ』と商品性が同一の『やさしさ、つなぐ+介護』、『幸せの贈りもの』、『贈るよろこび』、『想いの架け橋』を含む)
- \* 2 三井住友海上プライマリー生命調べ(2021年2月末時点)。
- \* 3 生存給付金として贈与する上限額をあらかじめ指定し、上限額を超えた金額の受取りを繰り越す機能をいいます。
- \* 4 毎年お支払いする生存給付金の支払回数のことをいいます。
- \* 5 基本保険金額のうち、生存給付金としてお受けいただく額と終身保障としてのこす額の比率のことをいいます。

**『やさしさ、つなぐ2』のポイント****Point 1 「アニバーサリー機能」を追加します**

- 生存給付金支払日\*<sup>6</sup>を、お客さまが指定する任意の日に指定できます。
- 生存給付金支払日\*<sup>6</sup>をご契約日当日に指定することも可能です。その場合、ご契約時点ですぐにご家族へ贈与することができます。

\* 6 税制上の贈与の効力発生日となります。実際に生存給付金をご指定された口座へ着金する日とは異なります。

**Point 2 「繰越機能」を拡充します**

- 契約通貨や生存給付金を受取る際の通貨にかかわらず、「繰越\*<sup>7</sup>」を選択できます。外貨建契約で外貨受取の場合だけでなく円建契約の場合でも、贈与税の基礎控除の範囲内で贈与ができます。

\* 7 繰越とは、生存給付金として贈与する上限額をあらかじめ指定し、上限額を超えた金額の受取りを繰り越すことをいいます。

### Point 3 **ご契約いただける年齢範囲を拡大します**

- 円建契約における契約年齢(被保険者の満年齢)の範囲を以下のとおり拡大します。

契約通貨	やさしさ、つなぐ	やさしさ、つなぐ2
円	0歳～85歳	0歳～90歳

### Point 4 **生存給付金支払回数と終身保障倍率の組合せを追加します**

- 「生存給付金支払回数」と「終身保障倍率」の組合せについて、下表の赤枠部分を追加します\*<sup>8</sup>。

契約通貨		米ドル・豪ドル					円		
終身保障倍率		0倍	1倍	3倍	5倍	10倍	0倍	5倍	10倍
生存 給付金 支払回数	3回	—	○* <sup>9</sup>	—	—	—	—	—	—
	5回	○* <sup>9</sup>	—	○	—	—	—	—	—
	7回	○	—	—	—	—	—	—	—
	10回	○	○	○	○	—	—	○	—
	11回～14回	○	○	○	○	○	—	○	○
	15回～19回	○	○	○	○	○	○	○	○
	20回	○	○	○	○	○	○	○	○
21回～29回	—	—	—	—	—	—	○	○	○
30回	—	—	—	—	—	—	○	○	○

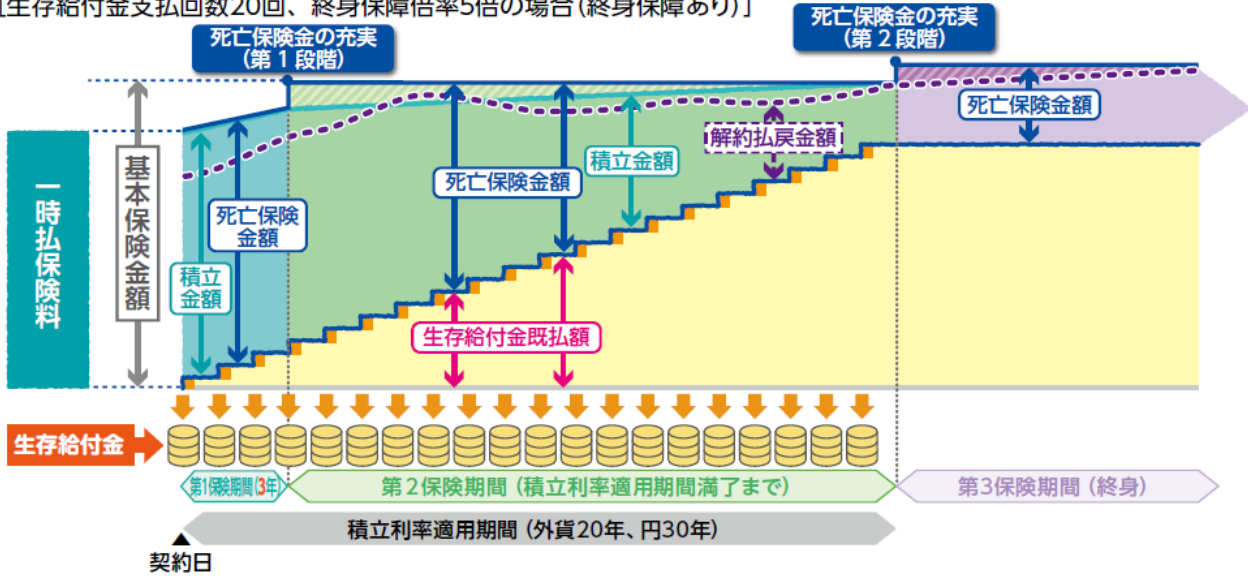
\* 8 通貨・金利環境等により一部のお取扱いを停止する場合があります。

\* 9 契約年齢76歳以上のお取扱いとなります。

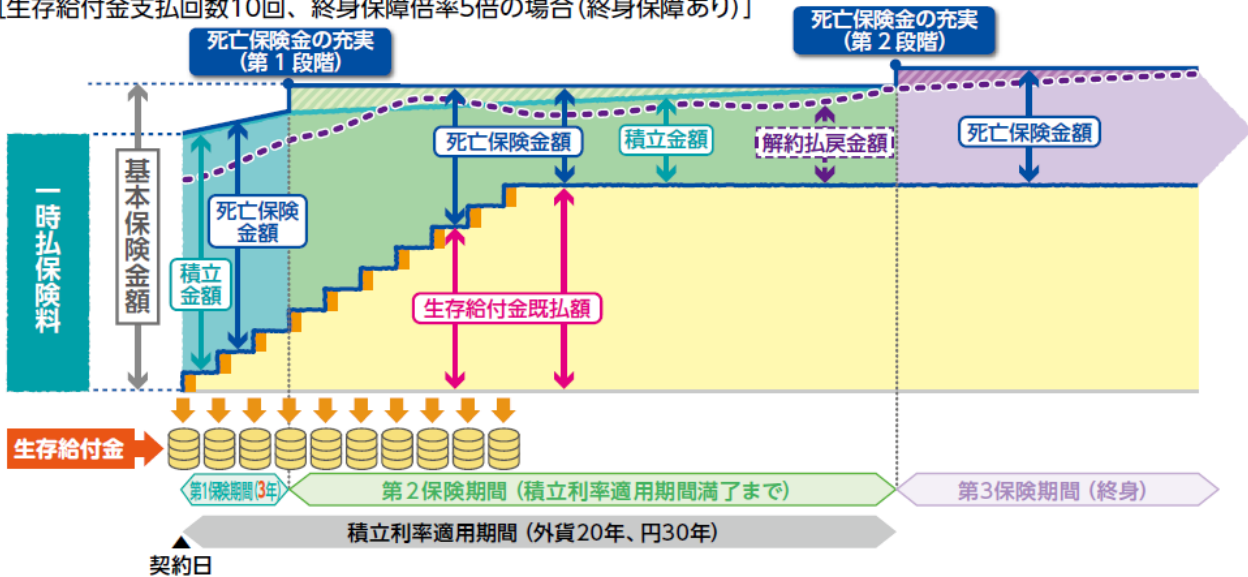
## ■ 「やさしさ、つなぐ2」の商品概要

【イメージ図(生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)とした場合)】

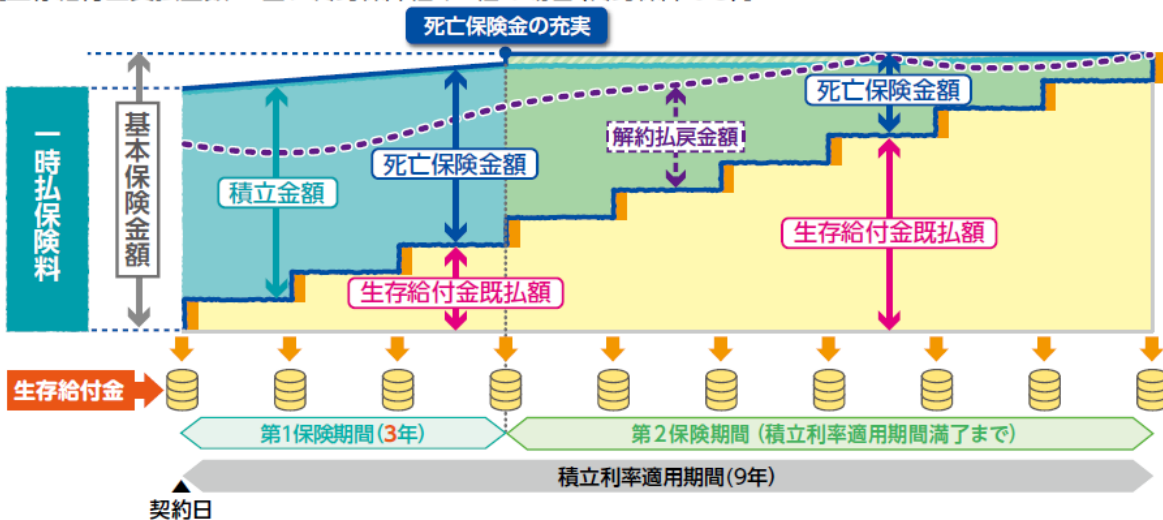
積立利率適用期間満了まで生存給付金をお支払いする場合  
 [生存給付金支払回数20回、終身保障倍率5倍の場合(終身保障あり)]



積立利率適用期間中に生存給付金のお支払いが終了する場合  
 [生存給付金支払回数10回、終身保障倍率5倍の場合(終身保障あり)]



基本保険金額の全額を生存給付金としてお支払いする場合  
 [生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合(終身保障なし)]



※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

## ■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	3万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)	300万円 (1万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で 適用する為替レートで換算して10億円となる保険料		基本保険金額が10億円 となる保険料
契約年齢		0歳～90歳		
保険料の払込方法		一時払のみ		
積立利率適用期間		契約日から20年		契約日から30年
		※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差引いた年数		
保険期間	第1保険期間	契約日から3年		
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。		
主な特約*		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、 終身保障不担保特約、円建支払額設定特約、円建支払額設定特約(外貨支払用)、 円建支払額設定特約(円建契約用)、遺族年金支払特約、指定代理請求特約		

\* 販売代理店によって、取扱う特約が異なります。

### 【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

#### ■ 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

#### ■ 市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

#### ■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

## ■諸費用に関する事項の概要について

### ●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

### ●第1 保険期間中および第2 保険期間中にご負担いただく費用

- 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。  
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
  - (1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利
  - (2) 生存給付金支払回数×0.5年（端数年は切捨てます。）および契約通貨に応じた指標金利
- なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。
- 第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。

### ●第3 保険期間中にご負担いただく費用

第3 保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

### ●外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
生存給付金を除く保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50 銭

※生存給付金を円で受取る場合の為替レートは、TTM が適用されます。

### ●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

### ●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

#### 【解約控除率】

<契約通貨が外貨の場合>

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回											
解約控除率	2%	1.2%	0.6%	0.2%	-	-	-	-	-	-	-
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回											
解約控除率	3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	-	-	-	-	-
上記以外											
解約控除率	6.5%	5.2%	4%	3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	0%	0%

<契約通貨が円の場合>

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%